

次期プラン骨子

第 1 章 基本的考え方

1 少子化の現状とそれがもたらすもの

- ・ これまでに本県では、「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」(H10.3)、「ひょうご子ども未来プラン」(H18.3) 及び「新ひょうご子ども未来プラン」(H22.3) を策定し、少子対策・子育て支援に取り組んできた。
- ・ 平成 17 年度には取組を一層強化するため、庁内横断組織である少子対策本部を設置し、総合的・先導的な少子対策を推進してきた。
- ・ これまでの取組によって、合計特殊出生率が上昇するなど一定の成果は見られるが、今後は、第 2 次ベビーブーム世代の女性が 40 歳代となり、いわゆる出産適齢期の女性人口が大幅に減少することから、合計特殊出生率が上昇しても、出生数は増加に転じない。
- ・ 現在の状況が続けば、人口が大幅に減少し、社会保障制度をはじめ、現在の社会システムが維持できない。
- ・ このような中、国においては経済財政諮問会議の「選択する未来委員会」では「今後 20 年程度で、出生率を 2.07 に引き上げ、50 年後に人口 1 億人を維持」が提言されるなど、目標を掲げ少子対策・子育て支援への取組強化が行われている。

〔「新ひょうご子ども未来プラン」期間中の出生数や、合計特殊出生率の推移を記載〕

2 策定方針

- ・ 「新ひょうご子ども未来プラン」に掲げた 82 項目（事業）のうち約 70 項目で、個別目標の達成率が 70%を超えたが、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産適齢期を超えたことや、その次の世代の人口が既に少ないこと等から、数値目標である平成 23～27 年までの 5 年間で 24 万人の出生については達成困難な状況である。
- ・ このように個別の事業として成果を残しつつ、目標を達成できなかったことに鑑み、このプランでは設定した目標の達成につながるよう、課題解消につながる施策を見極め展開する必要がある。
- ・ 新たに設置した兵庫県子ども・子育て会議の意見や、県民意識調査の結果を反映し、総合的な少子対策・子育てプランとする。
- ・ 少子化問題や子育てにかかる課題は、個々の家庭や地域によってそれぞれ異なることから「各家庭や各地域に応じた多様な支援」に取組み、一律ではなくそれぞれのニーズに応じた少子対策・子育て支援を推進する。
- ・ 数値目標の設定あたっては、現在の少子化突破に向けて取り巻く厳しい状況を考慮の上、個々の取組成果が反映される数値目標を新たに設定する。

- ・ 実効あるプランとするために、県民一人ひとりが各施策を十分理解することが重要であることから、「県民が使いやすく、すぐに役立つ行動計画」となるよう配慮して策定し、かつ県民にわかりやすい形で周知する。

3 性格・位置付け

- ・ このプランは、少子・高齢化に向けた今後の取組の方向性を示す「少子・高齢社会ビジョン」の視点を見据えて策定した、少子対策を重点的に推進するための行動計画であり、次のとおりの位置付けを有する。
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく母子家庭及び寡婦自立促進計画
 - ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画
 - ・ 「母子保健計画の策定について（H8.5 厚生省母子保健課長通知）」に基づく推「母子保健計画」

4 計画期間

- ・ 平成27～31年度の5ヶ年とする。

第2章 目標

- ・ 21世紀兵庫長期ビジョンに描かれた将来像の実現に向けて次の目標を掲げ、子育て支援・少子対策の取組みを進める。

1 目標

- ・ めざすべき社会像に向けて、どのような取組を進めるか基本的な考え方等を記載予定

2 数値目標（出生数、出生率など）

- ・ 国の長期的な目標等も踏まえ、出生率及び出生数両面から目標を記載予定

第3章 施策体系と具体的な施策の内容

1 施策体系

- ・ 県民が使いやすく、役立つ行動計画とするため、ライフステージごとを中心にした施策体系としてはどうか。

2 具体的な施策内容

- ・ 次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針で、都道府県行動計画として盛り込むこととされている項目、子ども・子育て支援法の基本指針で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として必須記載事項の他、位置付ける各計画に必要な項目について事業等を記載
- ・ 主要な事業については、平成31年度までの数値目標やサービスの提供確保方策等を記載
- ・ 次頁以降に素案を記載しているが、全くのイメージであり、施策体系の柱立て、中項目以下の見出しや本文についても、今後の作業で精査し、大幅な変更を予定している。

本ページの詳細については、資料3のとおり

1 若者の自立支援

(関係計画：子ども・若者計画)

- ・ 男女共同参画、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女の希望実現のための環境整備、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者・フリーター等への意識啓発・職業訓練などキャリア形背の支援等に関する事業を記載
- ・ ライフステージに応じた、結婚支援、妊娠・出産に等に関する情報提供、社会環境の整備等に関する事業を記載 (関係計画：母子保健計画)

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- ・ 学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼さえる学校づくり等に関する事業を記載

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 家庭教育の支援の充実、地域の教育力の向上等に関する事業を記載

(3) 児童の健全育成

- ・ 「放課後子ども総合プラン」の推進、児童館及び青少年教育施設の整備や職員の体系的研修など人材の養成、いじめへの対応や少年非行等の問題と、これら児童の立ち直り支援等に関する事業を記載

(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

- ・ 性に関する健全な意識かん養を図るための情報収集・調査研究、喫煙・薬物に関する教育、自殺を含む心の問題に係る専門家の養成及び相談体制の構築、妊娠前前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動を受け止められる地域づくり等に関する事業を記載

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関、団体の連携強化、青少年のインターネットの適切な利用の普及啓発等に関する事業を記載

2 出産・子育て支援

(関係計画：子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画、母子保健計画)

(1) 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実

- ・ 周産期医療体制の整備、子どもの事故防止の啓発、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の普及啓発、精神的、経済的負担などに悩む妊婦等の相談支援の充実に等に関する事業を記載

- ・ 妊娠期から幼児期を通じた母子の健康の確保が重要であることから、市町が行う健康審査、訪問指導等について、県による広域的、専門的立場から課題の把握等の取組の充実について記載

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

- ・ 小児慢性特定疾病に係る医療費助成、自立支援等に関する事業を記載

(3) 不妊に悩む方に対する支援の考え方

- ・ 不妊に関する経済的及び相談支援等に関する事業を記載

(4) 就学前の教育・保育の充実

ア 教育・保育の提供区域

- ・ 教育・保育施設の広域利用の実態、地域住民の就業状況等を踏まえ次のとおりとする。

区 域	区域に含まれる市町名
神 戸	神戸市
阪 神	西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
但 馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹 波	篠山市、丹波市
淡 路	洲本市、南あわじ市、淡路市

イ 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期

- ・ 区域ごとに教育・保育の量の見込みとその提供体制について記載
- ・ 量の見込みに対して、計画終期である平成31年度までに提供体制が整っている必要がある。ただし、保育が必要な子ども（2・3号認定子ども）については、待機児童解消加速化プランに基づき平成29年度までに提供体制の確保が必要

ウ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ・ 認定こども園については、保護者の就労の有無に関わらず、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を有することから、都市部の待機児童対策、子どもの育ちに必要な集団規模の確保など、子どもの最善の利益に資するものとして、引き続き積極的な普及を図る。
- ・ これまでも、本県では認定こども園の普及を図るため、国の運営費補助や施

設整備に補助だけでなく、国の補助要件を満たさない施設に対して、県単独の運営費や整備費補助を行ってきた。今後は、施設型給付等国の制度を見極めながら、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行できるよう、必要な財政支援を継続するとともに、認定こども園シンポジウムの開催支援、移行希望園に対する助言等を行う認定こども園アドバイザーの派遣、幼稚園及び保育所団体等が行う研修会等への講師として職員の派遣等の支援を続ける。

- ・ また、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、その希望に沿った移行がかなうよう、市町の子ども・子育て支援事業計画では需給調整の対象となる区域では、需給調整の特例を活用し、必要利用定員総数に県計画で必要な需要の上乗せを行うことで移行を支援する。

エ 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

- ・ 保育所や幼稚園の団体が行う研修で職員が小学校への接続について学ぶ機会を提供するとともに、保育所や幼稚園に向けた小学校への接続カリキュラムを作成する他、就学前子どもの施設相互及び小学校との相互理解を図る職場体験研修や意見交換、保・幼・小の合同研修を実施する。

(5) 子育て支援サービスの充実

- ・ 地域子ども・子育て支援事業及びその他の事業の内、他の項目に属さない事業について記載
- ・ 地域子ども子育て支援事業 13 事業の内、特に、新制度において、利用ニーズの拡大等から事業の拡充が見込まれるものについては、県として拡充方針等を記載

(6) 就学前の教育・保育等に関する人材養成

- ・ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質向上は都道府県の責務
- ・ 子ども・子育て支援新制度の下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要である、育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成等、地域人材の効果的な活用が必要
- ・ 「教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置」について、国の方針が示され次第、子ども・子育て会議で議論し、その後記載予定

(7) 乳幼児等に関する健康の確保

ア 「食育」の推進

- ・ 乳幼児期からの正しい食事の摂り方、望ましい食習慣の定着等に関する事業を記載

イ 小児医療の充実

- ・ いつでも安心して医療サービスを受けられること等に関する事業を記載

(8) 生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

- ・ ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援する取組、乳幼児のいる世帯に対する公共賃貸住宅の要件緩和等に関する事業を記載

イ 良好な住環境の確保

- ・ 住宅のユニバーサルデザイン化、子育て支援施設を併設した住宅の供給等に関する事業を記載

ウ 安全な道路交通環境の整備

- ・ 生活道路等における最高速度の区域規制や路側帯の整備、事故の危険性の高い通学路における歩道整備等に関する事業を記載

エ 安心して外出できる環境の整備

- ・ 公共施設、公共交通機関、建築物のバリアフリー化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備、これらの情報提供等に関する事業を記載

3 仕事と家庭の調和

(関係計画：子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者計画)

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・ 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発。関係法制度及び一般事業主行動計画に関する広報・啓発。仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供。研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣。認定マークの周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会評価の促進等に関する事業を記載

4 子育て力のある家庭・地域社会

(関係計画：子ども・若者計画)

(1) 子ども交通安全を確保するための活動の推進

- ・ 交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進等に関する事業を記載

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・ 犯罪等に関する情報提供の推進、防犯に係る関係機関・団体との情報交換、スクールサポーター制度の導入、防犯ボランティアに対する支援等に関する事業を記載

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・ 犯罪、いじめ、児童虐待等からの立ち直り支援、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携した支援等に関する事業を記載

(4) 子育て支援のネットワークづくり

- ・ 子育て支援サービスの質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスのネットワークの形成を促進する事業について記載

(5) 生活環境の整備

ア 良質な住宅の確保

- ・ ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援する取組、乳幼児のいる世帯に対する公共賃貸住宅の要件緩和等に関する事業を記載

イ 良好な住環境の確保

- ・ 住宅のユニバーサルデザイン化、子育て支援施設を併設した住宅の供給等に関する事業を記載

ウ 安全な道路交通環境の整備

- ・ 生活道路等における最高速度の区域規制や路側帯の整備、事故の危険性の高い通学路における歩道整備等に関する事業を記載

エ 安心して外出できる環境の整備

- ・ 公共施設、公共交通機関、建築物のバリアフリー化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備、これらの情報提供等に関する事業を記載

5 要保護児童等対策

(関係計画：子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者計画、母子家庭及び寡婦自立促進計画、子どもの貧困対策計画、母子保健計画)

- (1)～(3)については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会でも議論
- (4)については、障害福祉審議会でも議論

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証等に関する事業を記載

(2) 社会的養護体制の充実

- ・ 里親委託等の推進や、施設の小規模化、地域分散化の推進など家庭的養護の推進、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、子ども権利擁護の推進等に関する事業を記載
- ・ 子どもの貧困対策に関する事業も記載

(3) 母子家庭等の自立支援の推進

- ・ 母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定、施策の総合的・計画的推進、広域的観点からの市町支援、公共職業安定所との連携、母子家庭の母の就業促進、就業支援専門員の配置、ワンストップでの支援提供等に関する事業を記載

(4) 障害児施策の充実

- ・ 障害に応じた専門医療機関の確保、教育支援体制の整備、障害児入所施設における小規模グループケアの推進、発達障害に係る情報の周知、発達障害者支援センターにおける職員の専門性の確保、特別支援学校における特別支援教育教諭免許状保有率の向上等専門性の向上等に関する事業を記載

第4章 推進体制

- ・ 兵庫県少子対策本部については、狭義の少子対策に止まらず、子ども・子育て支援に係る取組みを中心として施策展開していることから、同本部を「兵庫県子ども・子育て支援推進本部」と発展改組し、子育て支援・少子対策を総合的に推進する旨を記載
- ・ 本プランは、子ども・子育て支援に関わる様々な団体等で構成する「兵庫県子ども・子育て会議」においてPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）によって継続的な改善を行う旨を記載
- ・ 本プランを計画的に推進するため、毎年度の行動プログラムを策定し、予算額、担当課室等を記載し、県民に情報提供を行う旨を記載。
- ・ 県・市町の子ども・子育て支援関係者が一堂に会し、それぞれの取組状況の報告や意見交換等を通じて相互の連携を図る「県・市町子ども・子育て支援協働会議」を設置し、県・市町が協働して子育て支援・少子対策を推進する旨を記載

第5章 少子対策・子育て支援に関するデータ

- 1 出生数・合計特殊出生率及び女性人口の推移
- 2 兵庫県の待機児童数・保育所等定員増加数の推移
- 3 女性、若者の就業率の状況 など

<参 考>

- ・ 子育て等に関する相談事業一覧
- ・ 「少子対策・子育て支援に関する県民意識調査（H26.7月実施）」の結果
- ・ 県民意見提出手続（パブリック・コメント（H27.2月実施））の結果
- ・ 兵庫県子ども・子育て会議委員一覧 など